

「いじめ防止等に係る校内委員会」設置要項

東広島市立原小学校

1 目的

校内に「いじめ防止等に係る校内委員会」を設置することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にする。

2 取組内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他、いじめの防止に係ること

【具体的な取組】※年間活動計画は別途定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時の取組
○生徒指導・特別支援教育推進委員会の定期的開催	◎いじめ防止対策推進委員会の開催（警察等関係機関・教育委員会との連携）
○年間活動計画・活動事例の作成	◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知（委員会が取組全体の要となって組織的に対応する）
○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施	◎専門的な知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）	◎家庭との連携
○外部相談機関との連携	◎サポートチームの対応策検討
○実態把握アンケートの実施・分析	◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施，生命尊重の教育の実施
○定期的な職員間の情報交換	
○職員研修の企画・運営（事例研究，道德教育・豊かな体験活動に係る研修）	

3 委員構成

校長が指名する職員とする。

管理職・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当学年担任・特別支援教育コーディネーター・心のサポーター

4 この要項に定めるもののほか，当該委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要項は，平成27年4月1日から施行する。